

5 社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会 事務局等設置規程

平成17年3月1日制定
糸社協規程第 3 号

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会定款第34条第5項の規定に基づき、社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会事務局等の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員の定数)

第2条 社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の職員の定数は次のとおりとする。

- | | |
|----------------|-----|
| (1) 事務局部門 | 6人 |
| (2) 介護事業部門 | 20人 |
| (3) 地域活動支援センター | 3人 |

(職の設置)

第3条 協議会に次の職を置く。

- | | |
|--------------------|--------------|
| (1) 事務局長 | (2) 事務長 |
| (3) 施設長 | (4) 福祉活動専門員 |
| (5) ボランティアコーディネーター | (6) ケアマネージャー |
| (7) ホームヘルパー | (8) 主事 |
| (9) 指導員 | |

2 前項に定める職のほか必要に応じ嘱託、臨時及びパートタイマー職等を置くことができる。

3 第1項第1号の事務局長及び第2号の事務長及び第3号の施設長に嘱託職員をもってこれに充てることができる。

4 事務局並びに事業所に事務局次長、課長、係長及び主任を置くことができる。

(職 務)

第4条 事務局長は、上司の命を受けて事務を掌理し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長、事務長及び施設長は、事務局長を補佐して事務を整理する。

3 課長、係長及び主任は、上司の命を受けて係又は担当する事務を処理する。

4 福祉活動専門員及び主事は、上司の命を受けて地域福祉活動の業務を処理する。

5 ボランティアコーディネーターは、上司の命を受けてボランティアセンターに関する業務を処理する。

6 ケアマネージャー、ホームヘルパー等介護職は、上司の命を受けて在宅介護等サービス業務を処理する。

7 指導員は、上司の命を受けて、作業所の業務を処理する。

8 嘱託、臨時及びパート職員等は、上司の命を受けて事務及び業務を処理する。

(分掌事務)

第5条 事務局は、次の事務を分掌する。

- (1) 役員会及び評議員会に関する事。
- (2) 会員の入退会に関する事。
- (3) 定款、施行細則、規程等に関する事。
- (4) 公印の管守に関する事。
- (5) 人事及び福利厚生に関する事。
- (6) 給与、旅費等に関する事。
- (7) 文書の收受、発送、編集及び保存に関する事。
- (8) 予算の編成及び執行並びに決算に関する事。
- (9) 物品の調達、管理及び処分に関する事。
- (10) 資産の管理及び処分に関する事。
- (11) 社会福祉事業の調査及び研究に関する事。
- (12) 社会福祉事業の総合的企画に関する事。
- (13) 社会福祉事業の普及広報に関する事。
- (14) 社会福祉施設及び社会福祉関係団体との連絡調整及び育成に関する事。
- (15) 地区社会福祉協議会の育成及び連絡調整に関する事。
- (16) 児童、母子、老人、心身障害者及び低所得者の福祉に関する事。
- (17) ボランティアセンターの運営に関する事。
- (18) 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助に関する事。
- (19) 居宅介護等事業に関する事。
- (20) 室内ゲートボール場（すぱーく能生）の管理運営に関する事。
- (21) 生活福祉資金貸付に関する事。
- (22) たすけあい資金貸付に関する事。
- (23) 心配ごと相談所事業に関する事。
- (24) 歳末たすけあい及び共同募金事業への協力に関する事。
- (25) 糸魚川市ふれあいセンタービーチホールまがたまの管理受託業務に関する事。
- (26) 地域活動支援センター事業の運営に関する事。
- (27) その他協議会の目的達成に必要な事業に関する事。

2 介護事業所は、次の事務を分掌する。

- (1) 介護事業所の経営管理に関する事。
- (2) 介護事業所の一般庶務に関する事。
- (3) 介護給付費請求に関する事。
- (4) 介護支援事業に関する事。
- (5) 訪問介護事業に関する事。
- (6) 障害福祉サービス事業に関する事。
- (7) 介護事業に係る苦情処理に関する事。
- (8) 総合事業に関する事。
- (9) その他介護事業の目的達成に必要な事項に関する事。

(委 任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則（平成17年3月1日）

この規程は、平成17年3月1日から施行する。

附 則（平成19年3月20日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日）

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成28年12月26日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。